

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(法務省)

事業名	保護観察緊急拠点の設置			担当部局庁	保護局	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	開始：平成23年度・終了：平成28年度			担当課室	観察課	観察課長 平尾 博志	
会計区分	一般会計			施策名	II-6-(1) 保護観察対象者等の改善更生		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	更生保護法(平成19年法律第88号)第29条第1号ほか			関係する計画、通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」等		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会内において適切な処遇を実施することにより、犯罪をした者及び非行のある少年の再犯・再非行防止と改善更生を図り、もって社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること等を目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地域においては、多数の保護司が被災等により活動困難な状況に陥っていることから、保護観察官が、保護観察対象者や更生緊急保護対象者との面接、生活環境調整対象者の引受人への対応等を直接実施するための応急的な体制を整備し、被災により大きなダメージを受けた保護観察処遇等の体制を再構築するもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	58	58		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値 23年度 (年度)	活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の真積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
	本事業が被災地域において保護観察等を適切に実施するための体制を応急的に整備するものであることを踏まえ、成果目標等の設定は困難				成果目標欄と同様		()
単位当たりコスト	57,540(円/件)			算出根拠	平成23年度第3次補正予算(58百万円)を被災地域における主たる取扱い事件数1,008件(8月1日現在の生活環境調整及び保護観察事件数並びに下半期における更生緊急保護試算件数)で除算して算出。		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。				「復興への提言」においては、被災地域における犯罪を防止する取組が行われるべき旨が、「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、被災地域の犯罪の抑止に向けた取組を推進する旨がそれぞれ述べられていることから、被災地域における再犯・再非行防止を目的とする本事業は、これら提言等との整合性がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				「復興への提言」等でも述べられている被災地域における犯罪の防止については、社会からの強い要請があるところ、この要請に応じるためには、再犯防止に資する保護観察等を適切に実施するための体制整備を優先的に行う必要がある。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				保護観察等の実施は、本来保護観察官と保護司が協働して実施するものであるが、被災地域においては保護司が活動困難な状況となっていることに鑑みると、保護観察官が保護観察等を直接実施する以外の選択肢はないことから、そのための体制整備をすることが最も効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				保護観察所は沿岸部等の被災地域から遠隔地にあるため、現状の保護観察所の限られたマンパワー、機動力により被災地域におけるすべての保護観察等を実施することよりも、保護観察緊急拠点を設置する等の体制を整備した上で、当該拠点において被災地域における保護観察等を実施する方が、効率的かつより適切に保護観察等を実施することができる。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				保護観察等は、保護観察対象者等の改善更生等を目的として、法律に基づき実施されるものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				同上。 また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業等を必要に応じて活用して実施する予定である。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				被災地域においては保護司が活動困難な状況となっていることに鑑みると、第3次補正予算の審議状況等を踏まえつつ、迅速に会計法令に基づいた入札等の手続を実施して行う予定である。			